

平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業に係る企画の募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、ぜん息・COPDの患者の療養の支援に取り組むNPO法人等の知見を活用し、ぜん息・COPDの予防、健康の確保・回復のための適正な知識・技術を、公害健康被害予防事業助成対象地域に普及・浸透させることを目的に、「平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業」を実施します。

については、本件業務を実施する者を選定するため、企画を公募します。本件業務の実施を希望する者は、以下の募集要領に基づき、平成23年1月24日（月）までに企画書等を提出して下さい。

平成22年12月28日
独立行政法人環境再生保全機構
予防事業部事業課

平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業に係る企画募集要領

1 目的

ぜん息・COPDの患者の療養の支援に取り組むNPO法人等の知見を活用し、ぜん息・COPDの予防、健康の確保・回復のための適正な知識・技術を、公害健康被害予防事業の対象地域に普及・浸透させることを目的とします。

2 企画書及び見積書に記載する事項

本企画募集に参加される者は仕様書に基づいた企画書及び見積書等を「5」のとおり提出して下さい。仕様書は、本企画募集要領と併せて環境再生保全機構内掲示板及びホームページ (<http://www.erca.go.jp/order/index.html>) に掲載しています。

3 予算

本事業は、事業対象者の居住地に応じて公害健康被害予防事業助成金交付要綱別表第1（別表参照）に掲げる1から4の区域（Aブロック）、5から8の区域（Bブロック）並びに9及び10の区域（Cブロック）に区分して行うものとし、各ブロックに係る本件業務の予算は250万円以内を予定しています。

4 業務期間

契約締結日から事業実施後30日。ただし事業の実施が平成23年3月1日以降

となるときは、契約締結日から平成23年3月31日まで。

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

本企画募集に参加される者は、以下の書類を各8部提出して下さい。

- ① 平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業（○ブロック）に係る企画書等の提出について（別添様式）
※対象とするブロック（A、BまたはC）を明記して下さい（以下同じ）。
- ② 平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業（○ブロック）に係る企画書（様式自由）
- ③ 平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業（○ブロック）に係る業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税を含む）を記載した経費明細書
- ④ 提出者の概要（別添1のとおり）
- ⑤ 提出者の活動実績（別添2のとおり）
- ⑥ 提出者の概要がわかる資料（定款等）

(2) 提出期限

平成23年1月24日（月）までの次の時間帯とします。

午前9：30から午後6：00まで

（12：00～13：00、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(3) 提出場所

「10」に記載。

(4) 提出方法

持参するか郵送で提出して下さい。なお、郵送の場合も提出期限内に必着とします。

(5) 提出に当たっての注意事項

- ① 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返還も行いません。提出された企画書等は、提出者に無断で使用いたしません。
- ② 複数のブロックへの応募は可能ですが、応募者当たり各ブロック1件の企画のみ提出可とします。
- ③ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とします。
- ④ 企画書の提出者の要求される資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とします。
- ⑤ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

6 企画書の提出者に要求される資格

ぜん息・COPDの患者の療養を支援する活動について経験を有する法人（NPO法人、病院、学校、企業等を含む。）

7 審査の実施

- (1) 審査は、「平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業に係る企画書の審査について」（別紙）に基づき、提出された企画書等について行い、事業の対象とする各ブロックごとに、事業の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した者を選定し、契約候補者とします。ただし、優秀な企画書等の提出がない場合は、この限りではありません。
- (2) 仕様書に提示されている項目・内容以外に効果的な方法・内容が企画書に提案されている場合、企画審査において加点評価を行います。
- (3) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知します。

8 企画内容の変更

- (1) 提案された企画書の内容の実施に向けて、詳細を機構と協議・調整することから一部内容が変更される場合があります。
- (2) 上記（1）を除き、契約候補者は提案内容の実施が義務付けられます。

9 その他

- (1) 手書きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨とします。
- (2) 企画書等提出物や記載事項に不備があった者は失格とします。
- (3) 採択、不採択については個別に連絡いたします。

10 提出場所および問合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部事業課 担当：松井、森田

（所在地）〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミューザ川崎セントラルタワー8F

（電話）044-520-9567

（FAX）044-520-2134

以上

平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業に係る企画書の審査について

公募により提出された企画書を基に、以下の方々により、企画書の審査を行う。

1 企画書審査委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別紙1のとおり「平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業企画審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を組織し、当該業務に最も適した企画書を選定する。

2 選定の基準及び方法

(1) 選定評価基準

別紙2のとおり。

(2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」(別紙様式1)にまとめ、以下の方々で当該業務に適した企画書を選定する。なお、審査委員会の運営詳細は、「平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業企画審査委員会設置要綱」(別紙1)の「4 運営方法」に従う。

- ① 「平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業に係る企画書募集要領」に沿って応募のあった企画書について、予防事業部事業課において別紙2の選定基準に基づき審査を行なう(一次審査)。一次審査を通過する企画は、ブロックごとに3件程度を想定している。なお、応募のあった企画書が少数の場合は、一次審査を行わず、そのままプレゼンテーション審査を行う。
- ② 一次審査を通過した企画については、審査委員会のメンバーに対して、各提案者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について別紙2の審査基準に基づき審査する。
- ③ 審査委員会において、審査対象となる企画書に関する提案者からのプレゼンテーション審査の結果、その点数の最も高い企画書を選定する。

(3) その他

プレゼンテーション審査は、平成23年1月26日(水)頃実施する予定。

以上

平成 22 年度ぜん息・COPD 発症予防等情報発信事業企画審査委員会設置要綱

1 目的

平成 22 年度ぜん息・COPD 発症予防等情報発信事業の企画書を適切に審査するため、平成 22 年度ぜん息・COPD 発症予防等情報発信事業企画審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

審査委員会は、「平成 22 年度ぜん息・COPD 発症予防等情報発信事業に係る企画募集要領」に基づき応募があった企画書、見積書その他の提出資料を評価して、契約候補者を決定するものとする。

3 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される。

構成（充て職）

委員長	予防事業部長
委員（委員長代理）	予防事業部事業課長
	予防事業部事業課調査役
	予防事業部事業課員
	予防事業部管理課長又は管理課長代理
	経理課長又は経理課長が指名する者

※上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を委員長代理が行い、その結果を委員長に報告する。

4 運営方法

「平成 22 年度ぜん息・COPD 発症予防等情報発信事業に係る企画募集要領」に基づき応募があった企画書について、予防事業部事業課において、「平成 22 年度ぜん息・COPD 発症予防等情報発信事業に係る企画書等審査基準及び採点表」（別紙 2）に基づき一次審査を行う。一次審査において高得点を獲得したプロジェクトごとの企画書上位 3 件程度について、審査委員会が、審査対象となる企画書に関する提案者からのプレゼンテーションを受け、「平成 22 年度ぜん息・COPD 発症予防等情報発信事業に係る企画書等審査基準及び採点表」（別紙 2）の基準に基づき、各委員ごとに採点する。なお応募のあった企画書が少数の場合は、一次審査を行わず、そのままプレゼンテーション審査を行う。

(1) 「平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業に係る企画書等審査基準及び採点表」(別紙2)に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

・十分満足できる	5点
・満足できる	4点
・普通	3点
・普通よりやや劣る	2点
・普通よりかなり劣る	1点
・満足できない	0点

(2) (1)の採点結果を整理し、各委員の総合計を合算した総得点の高い点数を得た者を契約候補とする。ただし、各委員の合計を合算した採点合計の平均点が満点の100点の1/2に満たない場合は、契約候補者に該当しない。

(3) 総得点が同点の場合は、次の基準で契約候補を選定する。

- ①「5点」の数が多い者を契約候補者とする。
- ②「5点」の数が同数の場合は、「4点」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③「4点」の数が同数の場合は、「3点」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④「3点」の数が同数の場合は、委員長を除く委員の投票により選定する。
- ⑤「0点」が一つでもある場合は、比較対象としない(「その他特記事項」欄は除く)。

5 企画審査結果の報告

企画審査委員会は、審査結果を業務担当理事へ報告する。

6 庶務

選定委員会の庶務は、独立行政法人環境再生保全機構予防事業部事業課において処理する。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

以上

企画書の審査表

(企画書番号:) (企画書を提案した業者名:) (ブロック:)

番号	審査項目	点数 0~5点	倍率	得点
1	業務内容の理解は適切か、また、業務の範囲は妥当か。 (コメント)		×1	/5
2	事業の対象者は適切か。 (コメント)		×1	/5
3	地域主体との連携は適切か。 (コメント)		×2	/10
4	対象疾患に係る医学専門家の適切な指導・助言が得られるか。 (コメント)		×1	/5
5	地域の住民・患者のニーズに適切に応える内容か。 (コメント)		×2	/10
6	適正な知識・技術の助成対象地域への普及・浸透が期待できるか。 (コメント)		×2	/10
7	事業効果を適切に把握するための措置が講じられているか。 (コメント)		×2	/10
8	集客、広報は、事業の対象、内容に応じた適切なものか。 (コメント)		×2	/10
9	業務を適切に遂行できる実施スケジュールであるか。 (コメント)		×1	/5
10	要員の配置、役割分担は妥当か。 (コメント)		×1	/5
11	過去3年間におけるぜん息・COPD患者の療養支援活動実績 (コメント)		×1	/5
12	提案内容に対して価格は妥当か。 (コメント)		×2	/10
小計				/90
13	その他特記事項及び全体を通して評価すべきことがあるか (※-5~+5点) (コメント)	※ + -	×2	+ - /10
加減算				/10
合計点				

【総合コメント】

氏名 _____

提 出 企 画 書 一 覧

ブロック名 :

番 号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構
予防事業部長 藏重徹雄 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業(○ブロック)
に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- 1 平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業(○ブロック)
に係る企画書
- 2 経費明細書
- 3 法人の概要(別添1のとおり)
- 4 法人の活動実績(別添2のとおり)
- 5 定款等

(担当者)
氏 名 :
TEL/FAX :
E-mail :

法人の概要

(ふりがな) 法 人 名	代表者役職名： 代表者氏名：			
主たる事務所 の所在地	〒 TEL :			
設立年月	年 月			
組 織	組織の構成	会員等を有する場合は、その内容・人数		
		個人会員	名／年会費 千円	
		法人会員	名／〃 千円	
		常勤の役員数	人 (内有給 人)	
		非常勤の役員数	人 (内有給 人)	
		常勤の職員数	人 (内有給 人)	
	非常勤の職員数	人 (内有給 人)		
主な業務内容		設備などの 状況		
<u>ぜん息・COPD の患者の支援 活動実績につ いて</u> 過去 3 年間に おけるぜん 息・COPD の患 者の支援活動 実績（特に研 修・講座など知 識普及・啓発活 動に関する実 績） なお、報告書、 チラシがあれ ば添付	(詳細は別添 2 に記載すること)			
財政状況	区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			

直近3年間のぜん息・COPDの患者の支援活動実績について

実施期間	対象地域	内 容 (協力団体の有無、活動人数等を含めること)	実績または成果
平成 年 月 (平成 年 月			
平成 年 月 (平成 年 月			
平成 年 月 (平成 年 月			

- * 1. その他活動内容を説明する資料・地図等があれば添付してください。
- 2. 実績が複数ある場合は複写してください。

(別表)

公害健康被害予防事業助成金交付要綱別表第1(第3条関係)

- 1 千葉県の区域のうち、千葉市の区域
- 2 東京都の区域のうち、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区の各区域
- 3 神奈川県の区域のうち、横浜市及び川崎市の各区域
- 4 静岡県の区域のうち、富士市の区域
- 5 愛知県の区域のうち、名古屋市及び東海市の各区域
- 6 三重県の区域のうち、四日市市の区域
- 7 大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市及び東大阪市の各区域
- 8 兵庫県の区域のうち、神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市の各区域
- 9 岡山県の区域のうち、倉敷市、玉野市及び備前市の各区域
- 10 福岡県の区域のうち、北九州市及び大牟田市の各区域

平成22年度ぜん息・COPD発症予防等情報発信事業に係る
企画書作成のための仕様書

1 業務の要件

1) 目的

ぜん息・COPDの患者の療養支援に取り組むNPO法人等の知見を活用し、地域主体（地方公共団体、教育機関、医療機関等）との連携に基づき、ぜん息・COPDの予防等に関する情報を発信し、ぜん息・COPDの予防、健康の確保・回復のための適正な知識・技術を、公害健康被害予防事業の対象地域に普及・浸透させること。

2) 業務の内容

(1) ぜん息・COPDの予防、健康の確保・回復のための適正な知識・技術を公害健康被害予防事業の対象地域に普及・浸透させる事業の実施。事業は次の要件を満たすものとする。

- ・ 公害健康被害予防事業助成金交付要綱別表第1に掲げる区域の住民を対象とする。
- ・ 地域主体（地方公共団体、教育機関、医療機関等）との協力・連携に基づいて実施する。
- ・ 対象疾患の専門医（日本呼吸器学会または日本アレルギー学会専門医制度における指導医または専門医）の指導・助言を得て実施する。
- ・ ぜん息・COPDに関する地域固有の療養事情、地域の住民・患者のニーズ等を踏まえ、これに適切に応えるものとする。
- ・ 特定できる参加者（複数回開催する場合はその合計）100名程度を対象として想定する。

(2) (1) に関わる次の業務

- ① 業務実施計画書の作成
- ② 関係者との連絡調整
- ③ 専門医の確保
- ④ 要員の確保、管理
- ⑤ 事業の周知、広報
- ⑥ 参加者の募集、決定
- ⑦ 事業内容の記録

- ⑧ 事業効果の把握、評価
- ⑨ 報告書の作成
- ⑩ その他、本事業の実施に必要な業務

3) 業務の実施期間

契約締結日から事業実施（複数回のイベント等によって構成される事業の場合はその最終の実施）後30日。ただし事業の実施が平成23年3月1日以降となるときは、契約締結日から平成23年3月31日まで。

4) 報告書

提出期限	契約期限の日
提出部数	紙媒体 2部
	電子媒体CD-R（通常の形式及びPDFファイル形式） 1部

2 企画書の作成

企画書は、上記仕様を踏まえ、A4判で、以下の項目について記載してください。

1) 事業の名称及び企画内容を表すサブタイトル

業務の名称は、該当するブロックを明確にして記述してください。

2) 業務の概要（業務の目的、範囲、期待される効果）

例：ねらい、対象、方法、期待される効果 等

3) 企画の詳細

例：対象／開催日時／開催場所／プログラム／講師、指導員／
講演・実技等の概要／広報計画／実施効果の把握・評価の方法 等

4) 業務の実施体制（連携する地域主体の名称及び概略、協力・助言を得る専門家の氏名、資格及び略歴並びに連携、協力・助言に係るねらいを含む。）

5) 業務実施のスケジュール

6) 業務の運営・管理方法（例：氏名、役職、担当する運営用務の内容）

7) その他特記事項

3 留意事項

1) 業務実施における協議

本件業務の実施に当たり、本件業務契約者は機構と協議の上内容を決定するも

のとします。

2) 企画内容の履行義務

本件業務契約者は、上記1)の場合を除き、企画内容の履行の義務を負うものとします。

3) 物品調達

本件業務に必要な物品の調達に当たっては、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、あらゆる分野の環境負荷の低減に努めていく必要がありますので、可能な限り環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととして下さい。

4) 仕様書に係る疑義の取り扱い

本仕様書の内容に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合、あるいは本仕様書に記載のない事項がある場合については、独立行政法人環境再生保全機構予防事業部事業課担当者と速やかに協議し、その指示に従って下さい。